

地方独立行政法人神奈川県立病院機構公印規程 新旧対照表（案）

新				旧				改正理由
(略)				(略)				・こども医療センター及びがんセンターの病院管理者を総長から病院長に変更したことに伴い、病院長印を設け、公印の保管者の権限を病院長に付与するため。
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 4 月 28 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u>								
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）				
区分	種類	寸法 (ミリメートル)	保管者	区分	種類	寸法 (ミリメートル)	保管者	
(略)				(略)				
職印	(略)		<u>総長等及び病 院長（組織規程 第 15 条第 3 項 に規定する病 院長をいう。）</u>	職印	(略)		<u>総長等</u>	
	総長印	方 21						
	所長印	方 21						
	院長印	方 21						
	<u>病院長印</u>	<u>方 21</u>						
	(略)							

